

4.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の現況

関係市町及び長野県における平成30年1月1日現在の地目別面積は、表4.2.2.1に、地目別面積の割合は、図4.2.2.1に示すとおりです。また、調査区域における土地利用の現況は、図4.2.2.2に示すとおりです。

関係市町全体の地目別面積は、山林が最も多く、次に、原野、宅地、田が多くなっています。

表 4.2.2.1 地目別面積

地目	単位	長野県	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	4市町合計
総面積	km ²	※ 13,562	※ 85	※ 109	※ 267	67	528
田	千m ²	637,300	1,082	5,412	17,780	644	24,918
	%	4.7	1.3	5.0	6.7	1.0	4.7
畑	千m ²	669,249	2,509	3,583	11,260	974	18,326
	%	4.9	2.9	3.3	4.2	1.5	3.5
宅地	千m ²	525,762	7,353	8,179	15,515	2,859	33,906
	%	3.9	8.6	7.5	5.8	4.3	6.4
鉱泉地	千m ²	12	0	0	2	0	2
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
池沼	千m ²	32,860	9	8	-	-	17
	%	0.2	0.0	0.0	-	-	0.0
山林	千m ²	6,239,990	22,895	40,244	69,697	35,324	168,160
	%	46.0	26.9	36.9	26.1	52.8	31.9
牧場	千m ²	22,312	4	-	-	-	4
	%	0.2	0.0	-	-	-	0.0
原野	千m ²	855,973	5,710	12,793	79,967	7,559	106,029
	%	6.3	6.7	11.7	30.0	11.3	20.1
その他	千m ²	4,578,142	45,538	38,951	72,370	19,510	176,369
	%	33.8	53.5	35.7	27.1	29.2	33.4

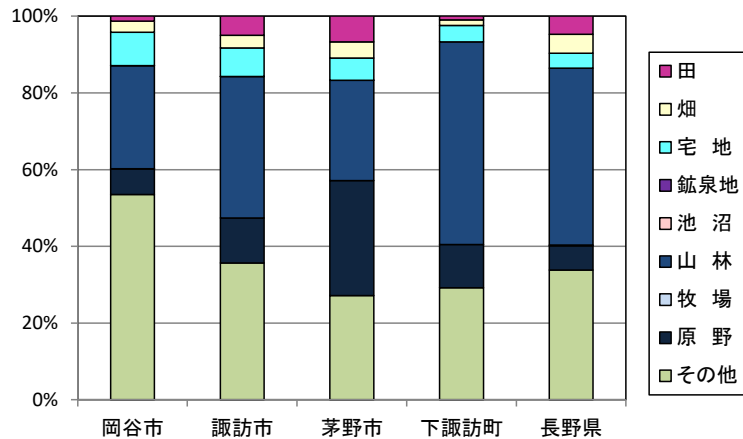
注1：総面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（平成29年10月1日現在）による。ただし、境界未定の市町村については、同資料の参考値を※を付し記載した。

注2：諏訪湖の面積（12.81km²）は、「市町の境界の決定」（昭和58年自治省告示第162号）に基づき、岡谷市に5.55km²、諏訪市に4.41km²、下諏訪町に2.85km²を含めた。

注3：地目区分及び面積は、「平成30年度固定資産概要調査」（長野県市町村課）により、「その他」欄には、保安林、道路、雑種地等が含まれている。

注4：「総面積」及び「地目別面積」の各計欄の数値は、端数処理の関係上合計と一致しない場合がある。

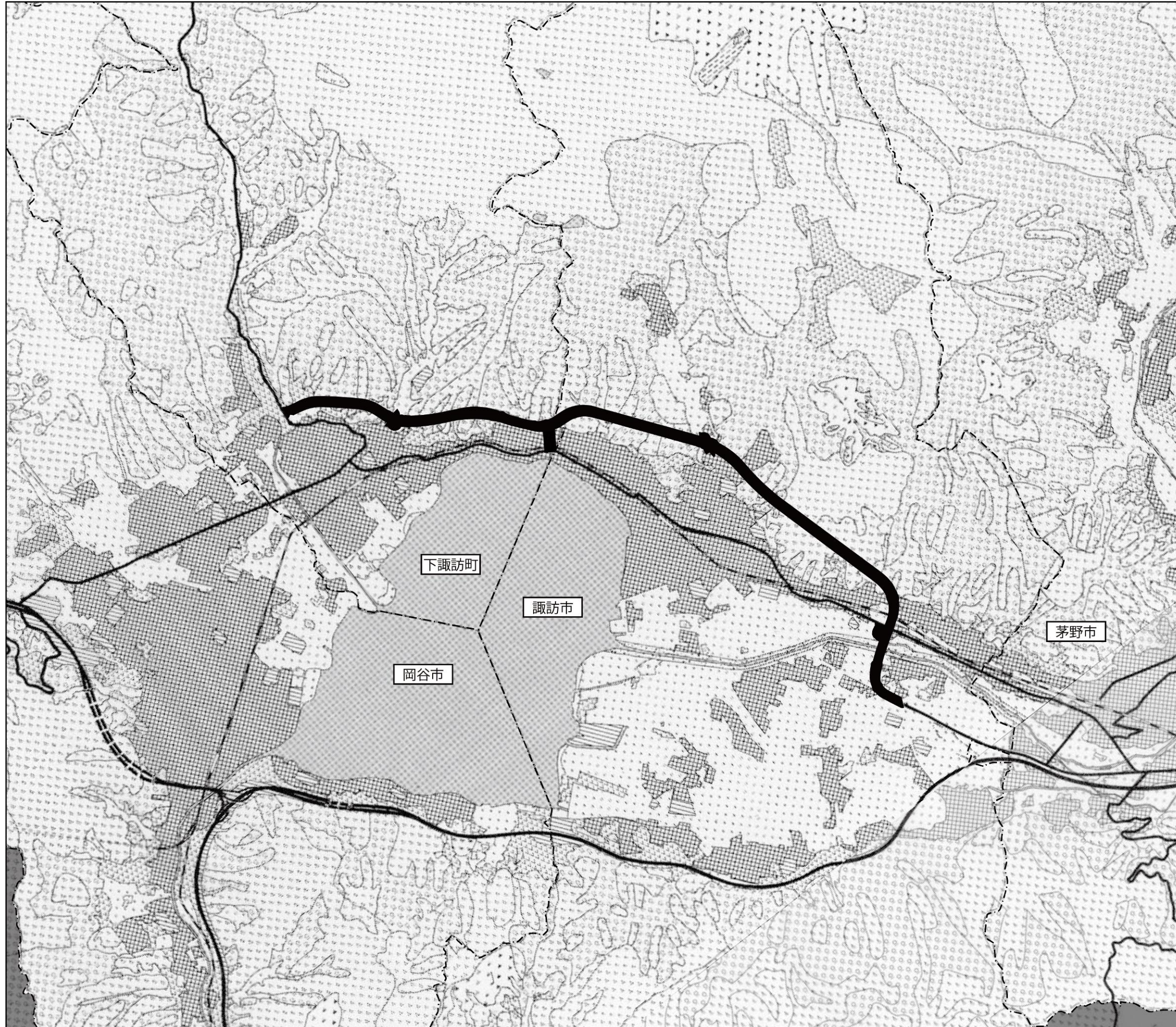
出典：「平成30年版 ながの県勢要覧」（平成31年3月 長野県企画振興部情報政策課統計室）



出典：「平成30年版 ながの県勢要覧」（平成31年3月 長野県企画振興部情報政策課統計室）

図 4.2.2.1 地目別面積の割合

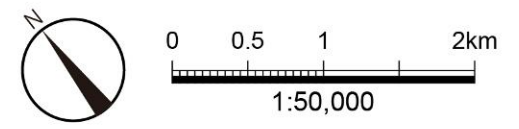
図 4.2.2.2 土地利用現況図



記号	名称
農地	
	水田
	普通畑
	果樹園
	桑畑
	荒地
	草地
林地	
	針葉樹林(人工林)
	針葉樹林(天然林)
	広葉樹林(天然林)
	草原
	湿原
	崩壊地
都市・村落	
	住宅地、商工業用地
	公共用地
その他	
	河原
	河川、湖沼
	国道
	J R線
	郡市界
	町村界
	ゴルフ場

① 出典：①「土地利用現況図 諏訪」(平成6年3月 長野県)
 ②「土地利用現況図 高遠」(平成16年3月 長野県)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



2) 土地利用基本計画の状況

調査区域では、図 4.2.2.3の土地利用基本計画図に示すとおり、「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日法律第 25 号）に基づいて、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されています。

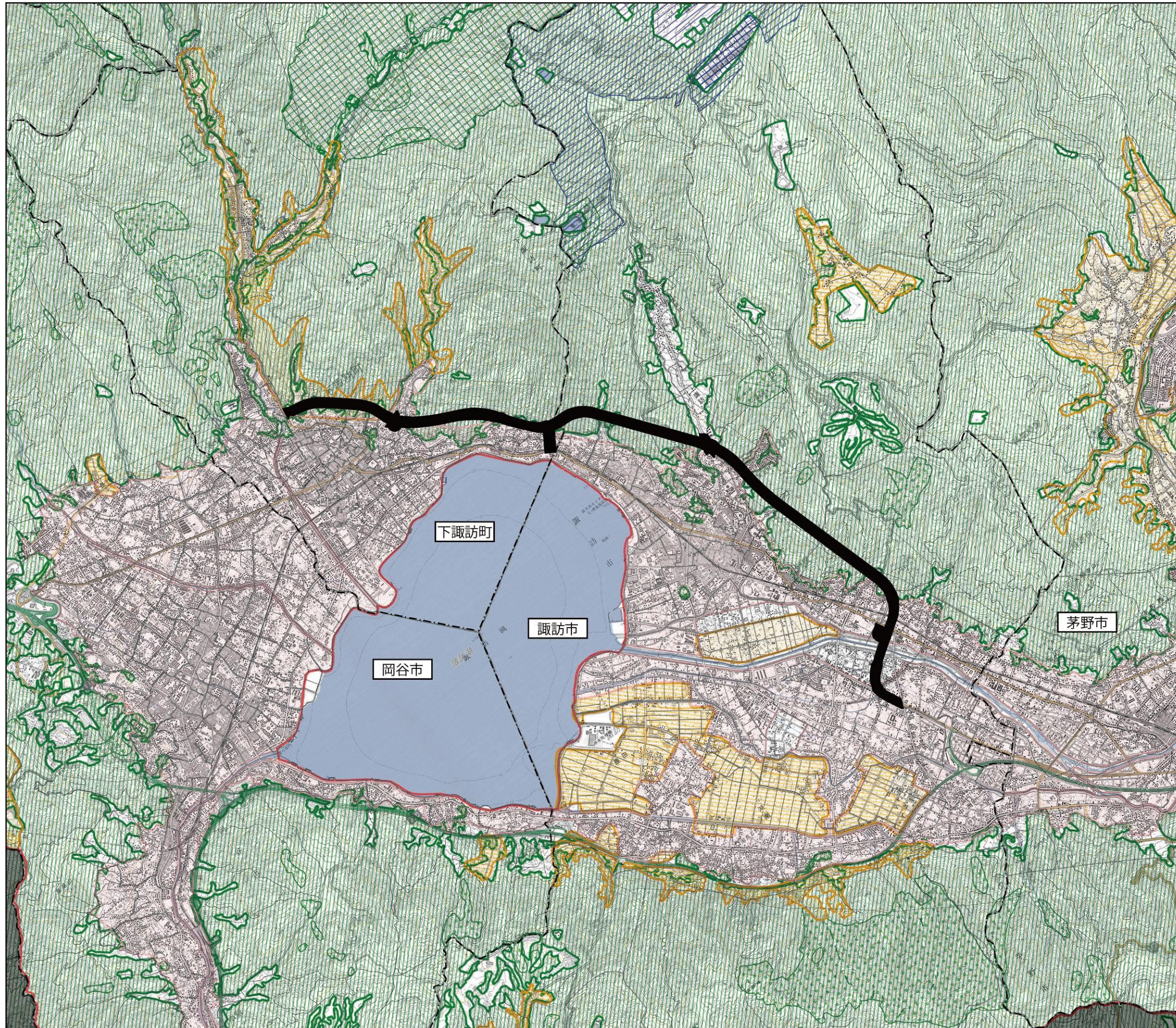
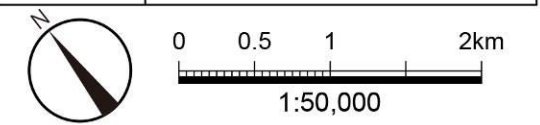


図 4.2.2.3 土地利用基本計画図

記号	名称
	都市地域
	その他用途地域
	農業地域
	農用地区域
	森林地域
	国有林
	地域森林計画対象民有林
	保安林
	自然公園地域
	特別地域
	特別保護地区

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」
 (令和2年3月 国土交通省国土政策局総合計画課)
 「長野県土地利用基本計画図」
 (平成29年3月 長野県企画振興部地域振興課)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



3) 有害物質に係る土地利用の状況

調査区域には、廃棄物埋立地及びその跡地等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日法律第 61 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は、表 4.2.2.2 に、位置は図 4.2.2.4 に示すとおりです。

表 4.2.2.2 指定区域の指定状況

番号	指定区域	埋立地の区分	指定日
1	諏訪市大字上諏訪字角間沢西 12968-1 の一部	規則※第 12 条の 31 第 2 号	平成 19 年 9 月 13 日
2	諏訪市大字上諏訪字矢戸倉 8516-1、8517、8518、8519、8520、8521-1、8522、8523-イ、8523-ロ、8524、8525、8526-イ、8526-ロ、8527、8528、8529、8530、8531、8532、8533、8534、8535-イ、8535-ロ、8536-イ、8536-ロ、8537、8538、8539-1、8539-2、8539-3、8540、8541、8542、8570-1、8570-11、諏訪市大字上諏訪字若狭久保 12765、12766-1、12767、12769、12770、12771、12772、12773、12774、12775、12776、12777、12778、12779、12780、12781、12782-1、12782-2、12783、12784、12785、12786、12787、12788、12789、12790、12791、12792、12793、12794、12795、12796、12797、12798、12798-2、12799 及び 12800	規則※第 12 条の 31 第 2 号	平成 19 年 9 月 13 日
3	下諏訪町字砥澤口 3034-イ、3035-イ、3035-2、3036-イ、3037-イ及び 3037-ロ	規則※第 12 条の 31 第 2 号	平成 19 年 9 月 13 日
4	下諏訪町字町屋敷 2254-イ、2254-ロ、2258-ロ、2259-1、2259-4 及び 2259-5	規則※第 12 条の 31 第 2 号	平成 19 年 9 月 13 日

※：規則…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

(昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号、最終改正：平成 30 年 12 月 3 日環境省令第 25 号)

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」（平成 31 年 1 月 長野県環境部資源循環推進課）

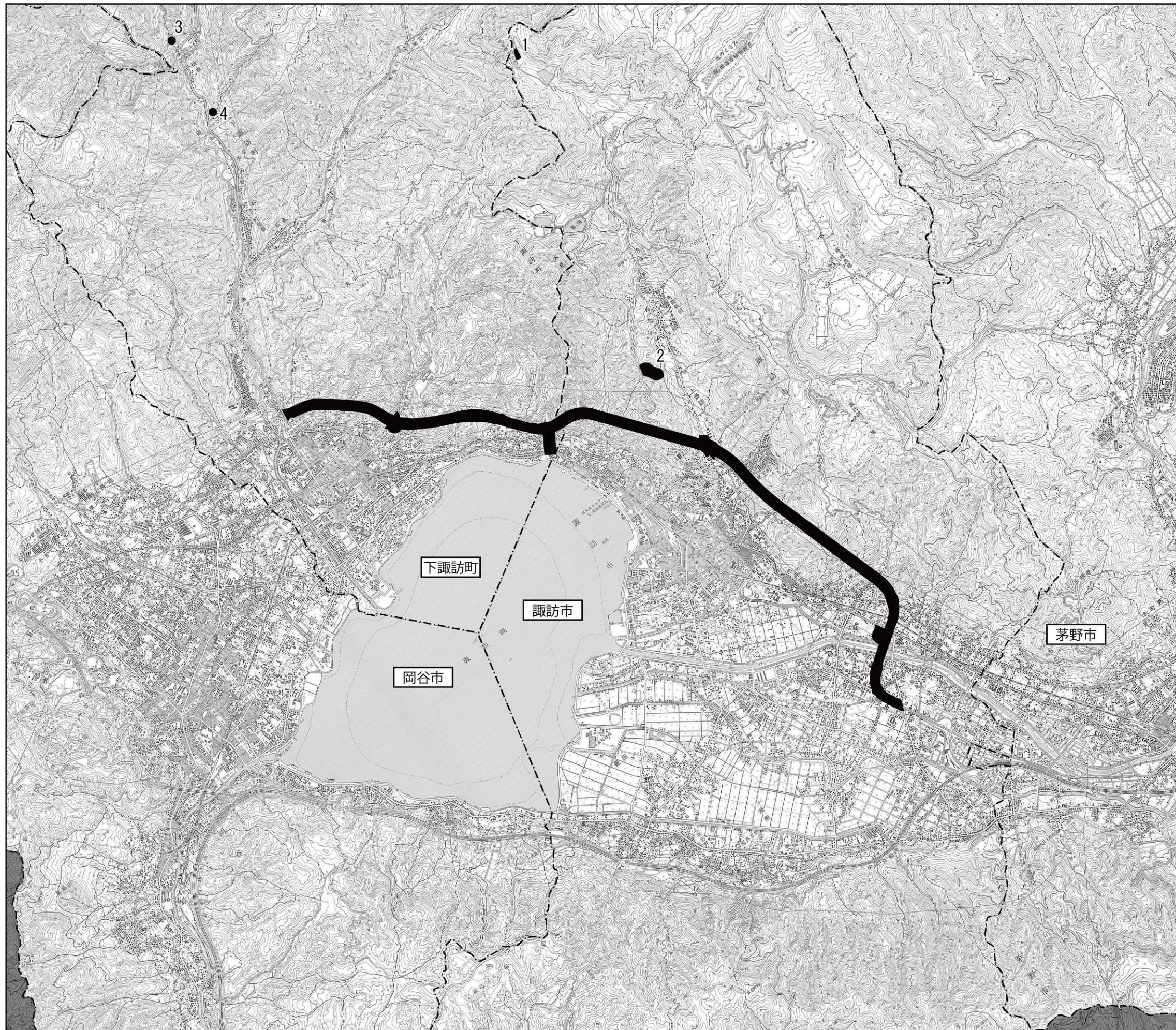


図 4.2.2.4
廃棄物が地下にある土地の指定区域位置図

記号	名称
●	廃棄物が地下にある土地の指定区域

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」
 (平成 31 年 1 月 長野県環境部資源循環推進課)
 「長野県統合型地理情報システム」
 (令和 2 年 3 月 長野県企画振興部情報政策課)

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - - - -	行政界
■	調査対象外

